

学歴区分		学歴免許等の資格 (学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校及び教育施設)	学歴免許等のその他の資格	必要な職務経歴年数
大学院修了	博士課程	大学院博士課程の修了	(1) 外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限3年以上となるものに限る。)の修了(通算修業年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。) (2) 防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了 (3) 防衛大学校理工学研究科後期課程を修了 (4) 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程を修了 (5) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程を修了	5年以上
	修士課程・専門職学位課程(標準修業年限2年以上)	(1) 大学院修士課程(標準修業年限2年以上)の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程(標準修業年限2年以上)の修了	(1) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限2年以上となるものに限る。)の修了(通算修業年数が18年以上となり、かつ、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した場合に限る。) (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与されたもの(通算修業年数が18年以上となるものに限る。) (3) 防衛大学校理工学研究科前期課程を修了 (4) 防衛大学校総合安全保障研究科前期課程を修了 (5) 職業能力開発総合大学校研究課程を修了 (6) 職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域を修了 (7) 職業能力開発総合大学校高度養成課程職業能力開発研究学域を修了 (8) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。)水産学研究科を修了 (9) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程(旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校研究課程部看護学研究科及び旧国立看護大学校研究課程部看護学研究科を含む。)を修了 (10) 文部科学大臣が、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が18年以上となるものに限る。) (11) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者	5年以上
	修士課程・専門職学位課程(標準修業年限1年)	(1) 大学院修士課程(標準修業年限1年)の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程(標準修業年限1年)の修了	(1) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限1年となるものに限る。)の修了(通算修業年数が17年となり、かつ、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した場合に限る。) (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が17年となるものに限る。) (3) 文部科学大臣が、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が17年となるものに限る。)	6年以上
大学卒業	6年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科(学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)、薬学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業	(1) 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業 (2) 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令(平成16年厚生労働省令第173号)第1条の規定に基づき行われた厚生労働大臣の認定	5年以上
	専攻科	4年制の大学の専攻科の卒業又は修了	(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校専攻科(「大学4年制卒業」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (2) 旧図書館職員養成所(「大学4年制卒業」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業	6年以上
	4年制	4年制の大学の卒業	(1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得 (2) 防衛大学校の卒業 (3) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 (4) 国立大学法人筑波大学理療科教員養成施設(旧筑波大学理療科教員養成施設、旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校の専攻科卒業(学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法による盲学校若しくはろう学校の専攻科卒業を含む。)後の2年制の課程に限る。)の卒業 (5) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする4年制のものに限る。)の卒業 (6) 独立行政法人航空大学校(旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (7) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部(旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部及び旧国立看護大学校看護学部を含む。)の卒業 (8) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (9) 海上保安大学校本科の卒業 (10) 外国における大学等の卒業(通算修業年数が16年以上となるものに限る。) (11) 旧琉球教育法(1952年琉球列島米国民政府布令第66号)による大学の4年課程の卒業 (12) 旧司法試験(平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第2次試験の合格 (13) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験(平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験を含む。)の合格	7年以上

学歴区分		学歴免許等の資格 (学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校及び教育施設)	学歴免許等のその他の資格	必要な職務経歴年数
大学卒業	4年制	4年制の大学の卒業	(14) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発大学の応用課程(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)又は職業能力開発総合大学の特定応用課程(旧応用課程(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(旧職業能力開発大学の長期課程並びに旧職業訓練大学の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。)の卒業 (15) 農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。)の研究課程(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (16) 都道府県立農業講習施設(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (17) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (18) 旧鯉洲学園専門課程(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (19) 旧電気事業主任技術者資格検定規則(昭和7年通信省令第54号)による第1種資格検定試験の合格 (20) 文部科学大臣が、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が16年以上となるものに限る。) (21) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、学士の学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が16年以上となるものに限る。) (22) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が4年以上、総授業時数が3,400時間以上などの基準を満たし、文部科学大臣が指定した課程の修了者(学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後の修了者に限る。)に限る。)の修了 (23) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業	7年以上
短期大学等卒業	3年制	(1) 3年制の短期大学又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の卒業又は修了 (2) 2年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 (3) 高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 (4) 専修学校(修業年限3年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。)の卒業	(1) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修業年数が15年以上となるものに限る。) (2) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (3) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (4) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあっては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (5) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (6) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あん摩マツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (7) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (8) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程(「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)の卒業 (9) 旧鯉洲学園本科(修業年限3年のものに限る。)の卒業 (10) 旧海技大学校本科の卒業 (11) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号。以下「改正前の診療エックス線技師法」という。)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (12) 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所の卒業 (13) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所の卒業 (14) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも「短期大学2年制卒業」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (15) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (16) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (17) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (18) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (19) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業	8年以上

学歴区分		学歴免許等の資格 (学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校及び教育施設)	学歴免許等のその他の資格	必要な職務経歴年数
短期大学等卒業			(1) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (2) 航空保安大学校本科の卒業 (3) 海上保安学校本科(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修業年数が14年以上となるものに限る。) (5) 旧琉球教育法による大学の2年課程の修了 (6) 旧司法試験の第1次試験の合格 (7) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第1次試験の合格 (8) 速記者養成所(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (9) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士学校及び養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (10) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設(平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (11) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省厚生労働省令第5号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省厚生省令第1号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (12) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (13) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学校卒業」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業 (14) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年法律第71号)による改正前のあん摩マツサージ指圧師法(以下「改正前のあん摩マツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のもの又は「中学校卒業」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業 (15) 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和63年法律第72号)による改正前の柔道整復師法(以下「改正前の柔道整復師法」という。)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (16) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (17) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)の農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (18) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (19) 都道府県農業講習所(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (20) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(昭和59年度以降指定されたもので「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (21) 旧都道府県蚕業講習所(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (22) 旧農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された農業改良助長法の一部を改正する法律(平成6年法律第87号)による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (23) 旧都道府県林業講習所(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (24) 旧航空大学校本科(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (25) 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)による改正前の栄養士法(昭和22年法律第245号)による栄養士試験の合格 (26) 改正前の診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業 (27) 旧航空保安職員研修所本科(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (28) 衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和45年法律第83号)による改正前の衛生検査技師法(昭和33年法律第76号)による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業 (29) 旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業 (30) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格 (31) 気象大学校大学部(昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。)の卒業 (32) 旧図書館職員養成所(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (33) 学校教育法による大学に2年以上在学し62単位以上を修得 (34) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上などの基準を満たし、文部科学大臣が指定した課程の修了者に限る。)の修了 (35) 文部科学大臣が、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了し、準学士の称号又は短期大学士の学位に相当する学位を授与された者(通算修業年数が14年以上となるものに限る。) (36) 海上保安学校灯台科(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (37) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (38) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程(同法第21条第4号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業	9年以上
	2年制	(1) 2年制の短期大学又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の卒業又は修了 (2) 高等専門学校の卒業 (3) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業又は修了 (4) 大学の2年制の課程の修了 (5) 専修学校(修業年限2年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。)の卒業 (6) 各種学校(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。)の卒業		

学歴区分		学歴免許等の資格 (学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校及び教育施設)	学歴免許等のその他の資格	必要な職務経験年数
高等学校等卒業	専攻科	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 (2) 専修学校(修業年限1年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。)の卒業又は修了	(1) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学校卒業」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (2) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「中学校卒業」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(昭和58年文部省厚生省令第1号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業	10年以上
	3年制	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(学校教育法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 高等専門学校の3年次の課程の修了 (3) 専修学校(修業年限3年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。)の卒業 (4) 各種学校(「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年以上の課程のものに限る。)の卒業	(1) 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (2) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験の合格(旧大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定の合格を含む。) (3) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (4) 外国における高等学校等の卒業(通算修業年数が12年以上となるものに限る。) (5) 旧琉球教育法又は旧教育法(1957年琉球列島米国民政府布令第165号)による高等学校の卒業 (6) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (7) 文部科学大臣が、外国の高等学校相当として指定した外国の学校の課程を修了(通算修業年数が12年以上となるものに限る。)	11年以上
	2年制	(1) 専修学校(修業年限2年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。)の卒業 (2) 各種学校(「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。)の卒業	(1) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (2) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第3種資格検定試験の合格 (3) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業	12年以上
中学校等卒業		(1) 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(学校教育法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 専修学校(修業年限1年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。)の卒業	(1) 外国における中学校の卒業(通算修業年数が9年以上となるものに限る。) (2) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業 (3) 旧海員学校(「中学校卒業」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業	14年以上

(注) 1 卒業、修了は卒業見込み、修了見込みも含む(卒業(修了)見込みの人は、令和8年3月末日までに卒業(修了)できなかった場合は、必要な職務経験年数については、下位の学歴区分の欄を適用する。))。

2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程、大学におかれる夜間課程又は通信教育課程を卒業(修了)した場合は、実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常課程の卒業(修了)と同一の職務経験年数が必要となる。

3 飛び入学等により修学年限を短縮して卒業・修了(見込みを含む。)した人については、当該学歴区分に対応した必要な職務経験年数を適用する。

4 本表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

5 高等学校卒業程度認定試験に合格(旧大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定の合格を含む。)した人は、3年間修学したものとみなし、その間の職務経験は必要な職務経験年数からは除かれる。

6 上記「令和7年度 東京都職員キャリア活用採用選考 学歴免許等一覧」以外の学歴免許等の資格を有する人について、他の学歴免許等の資格を有する人との均衡上必要があると人事委員会が認めるときは、当該資格を同表に定める学歴免許等の資格として取り扱うことができる。